

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年4月16日開催（信託協会との意見交換会）]

1. 信託銀行としての企業理念・経営方針等を踏まえた受託責任について

- 信託銀行においては、顧客の多種多様なニーズ（資産・不動産の運用・管理や相続等）に応えるため、「信託」を活用して顧客に適した商品の組成・提供に努めることが求められる。
- こうした中、金融庁は、2025年2月の業界団体との意見交換会において、地域銀行の仕組貸出が増加傾向にあり、特に日本国債リパッケージローン等の債券を裏付けとする商品は、
 - ・ 公正価値の把握などリスク管理が難しい
 - ・ 実質的な債券投資であれば求められる時価情報が開示されない
 - ・ 本質的な金融仲介とは異なるにもかかわらず貸出として開示されるといった点を有することについて問題提起をした。
- また、信託銀行が仕組貸出の受託者となっているケースもあると承知しており、上記のような特徴を有する商品を受託することに関して、信託銀行は、自社の経営理念等にも照らし、十分な審査等を行っていただきたい。
- 各信託銀行においては、（当該仕組貸出に限らず）商品の組成・提供に当たって、顧客の経済的利益（又は顧客のオーダー）にかなっているかの観点だけでなく、自社の商品が社会・経済の成長にどのような貢献を果たしているか、いわゆる社会的責任や公共的使命といった、より広い視点に立って、自社の企業理念や経営方針の観点も踏まえ、信託業務を健全かつ適切に遂行できているか改めて確認する必要がある。

2. 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ（量子計算機）の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキング等に用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報等の情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧

客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺らぐおそれがある。

- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）を実装したものに移行する必要がある。
- PQC への移行には、IT ベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となる。現在、量子コンピュータが実用化するのには 2035 年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQC への移行のタイミングは限られている。PQC への移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、直ちに取り組んでいただきたい。

○ 具体的には、

- ・ 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、直ちに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待つ余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
- ・ 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスク等）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

（注）量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において、攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃（HNDL：Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる）。

- 金融庁は、金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

（参考）金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」（2024 年 11 月公表）<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

3. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第 5 次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。金融機関においては、これらの文書も参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

4. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025 年 3 月 4 日に、事業者の健全な AI 利活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。
- 生成 AI は金融分野においても利活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。
- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得る。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も各金融機関との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたい。
- 本ディスカッションペーパーについて御意見や御提案があれば、是非お寄

せいただきたい。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

- ・ ウェブサイト : <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>
- ・ 御意見送付先 : 金融庁総合政策局イノベーション推進室
- ・ Email : ai.survey@fsa.go.jp

5. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、60を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方が Japan Fintech Week に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUM を始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等のご支援をいただいたと伺っている。2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとすることができ、御協力に感謝申し上げます。
- 2026年も3月2日～6日を中心として「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。
- Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の拡大や課題解決に資するイベントとなるよう、引き続き協力いただきたい。

6. 安定的な資産形成に向けた顧客対応に関する要請について

- 2025年4月8日、今般の米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に、米国の関税措置に関する総合対策本部が設置されたことを受け、同日、金融庁に、長官を本部長とする「米国の関税措置に関する金融庁総合対策本部」が設置された。当本部会合において、加藤金融担当大臣から、関係省庁等と連携しつつ、
 - ・ 内外の経済・金融市場の動向を注視し、米国による関税措置が我が国金融・資本市場や金融システムへ与える影響を十分に分析し、適切な対

応を行うこと、

- ・ その上で、特に民間金融機関における事業者の経営相談等の状況を把握し、資金繰りを含め必要な支援に万全を期すこと

の2点について指示があった。

- あわせて、加藤金融担当大臣より、金融機関に対して個人投資家の方々からの照会や相談に、丁寧に対応するよう求めていく旨の発言があったことを踏まえ、2025年4月11日、金融庁から各業界団体等を通じて、各金融機関に対し、①情報発信・積極的なアプローチや相談態勢の整備など個人投資家への丁寧な対応、②NISA口座を通じた取引に関する状況把握について要請した。
- 各金融機関においては、これまでも顧客本位の業務運営に取り組んでいたが、改めて、顧客の安定的な資産形成のため、現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いしたい。

7. NISA口座の利用状況調査について

- 2025年2月13日、NISA口座の利用状況調査（2024年12月末速報版）を公表した。NISA口座数は約2,560万口座、総買付額は約52.7兆円となった。なお、政府目標値は、2027年末時点のNISA口座数が3,400万口座、総買付額が56兆円である。
 - ※ 日本証券業協会によれば、NISAの買付額について、上記52.7兆円（2024年末時点の全金融機関の総買付額）に、2025年1～2月の証券会社10社の買付額3.8兆円を足すと、56.5兆円になり、NISA買付額に係る政府目標を約3年前倒しで達成したことになる。
- このようにNISAは、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際に、それが、国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後、有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて、利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISAにおける、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日ごろの取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が、今後、ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

8. J-FLEC 及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は OECD 調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取組には地域差がある。
- 各地域で遍く金融リテラシーを向上させるためには、各自治体にもご協力をいただき、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要。そのため、金融庁・財務局において、2025 年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024 年 4 月に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）の体制整備は順調に進んでおり、2025 年度は広報活動に注力していく予定。また、J-FLEC においても、地方での活動の増強は急務だと認識。
- 各金融機関においても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等への J-FLEC の活動の周知、J-FLEC 認定アドバイザー等金融経済教育の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進にご協力いただきたい。

9. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムの方針について

- 資産運用立国等の施策や日本市場の魅力を内外に効果的に発信するとともに、国内外の金融機関や投資家等の関係者から貴重なご意見や取組を紹介いただく機会として、一連の金融関連イベントを同時期に開催する Japan Weeks2025 を 2025 年 10 月に開催する。コアウィークは 10 月 20 日から同月 24 日。コアウィーク付近でイベント開催の予定があれば、是非とも Japan Weeks への登録をお願いしたい。
- 同期間中に、日本の家計における貯蓄から投資への流れの推進や資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合を開催予定。
分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業の DX、④サステナブルファイナンス。

10. 資産運用立国推進分科会について

- 「資産運用立国」に係る施策の進捗状況・効果を専門的知見から評価いただくとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の

下に、加藤金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国推進分科会」が設置され、2025年3月26日に初回会合を開催した。

- 資産運用立国の実現に向けては、施策のブラッシュアップを重ね、官・民におけるモメンタムを維持・強化していくことが重要。
- 2025年10月のJapan Weeks2025に向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化などを取りまとめていく予定であり、各金融業界も含め、様々な意見を拝聴しながら検討を深めてまいりたい。

11. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関するご意見について、金融庁の対応の公表を行った。
- 金融庁としては、受け付けたご意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいので、本金融行政モニター制度を貴協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直なご意見をお寄せいただきたい。

12. 2025年2月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年2月26日から27日にかけて、南アフリカ・ケープタウンにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、バーゼルⅢを含む合意された国際改革及び基準の、一貫性のある、完全かつ適時の実施を通じた安定した金融システム確保のためのコミットメントが言及された。また、金融安定理事会（FSB）が、基準設定主体（SSBs）の協力を得て、過去15年にわたり確立された金融規制改革の実施のモニタリングに係る包括的なレビューを実施することが議論さ

れた。さらに、保険分野の国際資本基準（ICS）最終化は金融規制改革実施の重要な節目となることが言及された。

- ・ ノンバンク金融仲介（NBFII）に関しては、その強靱性を引き続き向上させることが計画され、NBFII のレバレッジによるリスクに対処するためのFSB の最終勧告や、ノンバンクのデータの入手可能性、利用、及び質に対処するための作業計画が期待された。
- ・ クロスボーダー送金の改善及びFSB の暗号資産の勧告の実施に関して、FSB、国際決済銀行（BIS）及びSSBs の作業の重要性が強調された。また、クロスボーダー送金の透明性向上に関する FATF 基準改訂のための作業や、暗号資産に関する FATF 基準の実施が支持された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、各国が自然災害の保険の補償ギャップへ対処可能にするための実用的な勧告の策定が期待された。

- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 4 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

13. 米国関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について

- 米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受け、2025 年 4 月 8 日、加藤金融担当大臣の指示により、金融庁に、長官を本部長とする「米国の関税措置に関する金融庁総合対策本部」が設置されるとともに、関係省庁等と連携しつつ、

- ・ 内外の経済・金融市場の動向を注視し、米国による関税措置が我が国金融・資本市場や金融システムへ与える影響を十分に分析し、適切な対応を行うこと、
- ・ その上で、特に民間金融機関における事業者の経営相談等の状況を把握し、資金繰りを含め必要な支援に万全を期すこと

の 2 点について指示があった。

- また、これに先んじて、2025 年 4 月 3 日、金融庁は関係省庁とともに、官民金融機関に対して、影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り等に

重大な支障を来すことがないように対応することを要請しており、具体的には、

- ・ 事業者の業況や資金需要を積極的に把握し、適時適切な融資・保証、担保徴求の弾力化、既往債務に係る返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に対応すること、
- ・ 民間金融機関においては、事業者に対して、必要に応じて政府系金融機関等に設置された特別相談窓口を紹介すること

などを申し入れている。

- 各金融機関においては、米国の関税措置による影響を受ける事業者に対して、丁寧にかつ親身になって事業者の経営相談に応じていただくなど、きめ細やかな支援をお願いしたい。

14. 手形・小切手全面電子化及び請求・決済データ連携促進について

- 全銀協は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づく中間的な評価を実施し、抜本的な取組として「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定した。各金融機関においては、利用者が混乱しないように、2027年度初から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を主体的かつ積極的に進めていただくよう、願います。
- ZEDI については、2025年2月に更改が完了したが、利用件数は引き続き低調な状況。請求・決済データ連携促進には、各金融機関にユースケース創出に向けて取引先企業へのDX支援に取り組んでいただくことが重要であるため、改めて取組をお願いする。また、今事務年度中にいくつかの金融機関には請求・決済データ連携促進に関する取組状況や課題についてヒアリングすることを検討しており、ご協力をお願いする。

(参考) 全銀ネット ZEDI 対応ソフト操作体験動画 (2025年1月作製・公表)

<https://www.zengin-net.jp/zedi/start/>

15. 金融サービスに係る対応方針の現場への徹底について

- 口座開設等の金融サービスに関し、各金融機関における対応方針が支店や相談窓口徹底されていないとの意見が寄せられることがある。

(参考) 利用者相談室等に寄せられている主な意見

- ・ 口座開設手続の際、身体に障がいがあるため、窓口担当者に代筆を依頼したところ断られ、親族の同伴を求められた。
 - ・ 金融機関の規定において、視覚障がい者が、ATM の利用が困難なために窓口で振込み手続を行う場合には、振込手数料を ATM 利用時と同額に減免することとしているにもかかわらず、窓口利用時の手数料を徴収された。
 - ・ 外国人が金融機関で口座開設を申し込んだ際、窓口において、日本語を話せないことを理由に申込を謝絶された。
 - ・ 金融機関の相談窓口で旧姓による口座開設の可否を照会したところ、当初は「できない」と言われたが、深くやりとりすると、最終的には「できる」との回答になった。
- 各金融機関においては、これまでも、利用者の様々な事情、ニーズに対応するため、きめ細かい金融サービスの提供に取り組んでいただいているが、そうした取組は、利用者と直接の接点を持つ現場職員まで浸透させることで初めて実効性を伴うものである。
- 障がい者や外国人に配慮した対応、旧姓による口座開設などに係る利用者からの相談に対し、適切、丁寧に対応することができるよう、各金融機関においては、自行（自庫、自組合）の対応方針を現場職員まで周知・徹底いただくよう、改めてお願い申し上げます。

16. 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

- 2022年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：2022年度～2026年度）については、成年後見制度利用促進専門家会議にワーキング・グループを設置するなどし、基本計画の中間年度である2024年度に向けて、各施策の進捗状況、個別の課題等について検証が実施されてきたところ、2025年3月に中間検証報告書を取りまとめ、成年後見制度利用促進会議に報告が行われた。
- 同報告書においては、金融分野に係る今後の対応として、
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引出しに関する

理解を促進していくこと、

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入を促進していくこと、
- ・ 2024年4月に改正された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の趣旨を踏まえ、窓口における対応の向上を図っていくこと

などが盛り込まれた。

- 各金融機関においては、中間検証の結果も踏まえ、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

(以 上)